議案第６８号

長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和７年１１月２５日提出

長久手市長　佐藤有美

１　施設名
　長久手市高齢者生きがいセンター
２　指定管理者となる団体
　長久手市岩作城の内９８番地
　公益社団法人長久手市シルバー人材センター
３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

説　明

この案を提出するのは、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案の概要

１　指定の理由

公益社団法人長久手市シルバー人材センターについては、長久手市指定管理者選定委員会における審査の結果を踏まえ、長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者として条例で定める基準を満たし、適当と認められます。

（背景・目的）公益社団法人長久手市シルバー人材センターは、令和８年３月３１日指定期間満了となるので、次期の指定管理者を任意で指定するものです。

２　指定の内容

⑴　施設名

長久手市高齢者生きがいセンター

⑵　指定管理者となる団体

長久手市岩作城の内９８番地

公益社団法人長久手市シルバー人材センター

⑶　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

３　今後の影響

特にありません。